

徳島地方裁判所委員会（第24回）・家庭裁判所委員会（第23回）議事概要

1 開催日時

日時 令和4年3月3日（木）午後2時00分

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（各50音順）

(1) 地裁委員

川畑正文委員〔委員長〕、島戸真委員、手束泰二委員、二ノ丸恭平委員、林紀子委員、藤倉誠司委員、吉成務委員

(2) 家裁委員

稲井芳枝委員、河井貴志委員、小松新一委員、園部伸之委員、吉川友規委員、（川畑正文委員〔委員長〕）、（二ノ丸恭平委員）

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 委員長選出

(5) テーマ

「民事裁判手続のIT化について」

説明者 徳島地方裁判所民事部部総括裁判官 島戸 真

「家事事件手続のIT化について」

説明者 徳島家庭裁判所首席書記官 佐野 精治

(6) テーマ等についての意見交換

下記5のとおり

(7) 次回開催期日、テーマ等

おって調整

(8) 所長あいさつ

(9) 閉会

5 意見交換要旨

(○：委員、□：説明者もしくは裁判官の職にある委員)

○：現在家裁の調停事件についていくつかの庁でWEB調停を実施していると思うが、弁護士が就いていない当事者のみの調停でもWEB調停を実施しているのか。また、WEB調停に参加した当事者の意見をお伺いできないか。

□：現在は、試行が始まった段階であることから弁護士が就いている調停においてWEB調停が実施されているが、弁護士が就いている調停に限るわけではなく当事者のみの調停でもWEB調停は実施されることになる。WEB調停の試行後の状況については、当庁が把握しているのは実施件数程度であり、WEB調停を使用してみたの感想などの情報には接していない。

○：裁判所のIT化については、欧米諸国と比較すると遅れているのか。

□：出遅れていると思われる。他国においては、日本の裁判所が目指しているIT化については終了している国もあると聞いている。

○：裁判のIT化を進めるにあたり、裁判所内での人的な対応が必要となると思われるが、進行状況について教えていただきたい。

□：最高裁判所において今後の方針を検討している。また各裁判所のパソコンに長けている職員を中心に対応していくことになると思われる。

○：ある企業で同じ建物内で対面の会議を実施できるが、あえて1箇所に集まらずWEBを使用して別室で打ち合わせをして、WEBに習熟しようとしていると聞いたことがあるが、裁判所内の業務で同様の方法で打ち合わせ等を実施することはあるのか。

- ：同一庁舎内で部屋の確保が可能であり対面において実施できる会議等については、現時点では積極的にWEBを利用していません。他の高裁管内との協議会等はWEBで開催したり、徳島の本庁と徳島の支部をWEBで繋いで会議等を行うことはある。裁判所内での研修・会議をWEBで実施する機会が増えてきており、それなりに習熟は進んできていると思われる。
- ：県外の裁判所でのDV事案の調停に携わったことがあるが、当事者の出入り口の配慮であったり、来庁時の車の駐車場所の配慮であったり、大変であったことを覚えている。DV被害者も裁判所に出向くことに対して不安に思っていると思われるので、積極的にWEB実施ができるのであれば良いと思う。
- ：家事調停の中には同様の事案が相当数あると思われるのでWEB実施が有効的であると思われる。
- ：顔を見たくない当事者が、WEB調停に参加した場合に相手方の容姿をみなければならないのか。そのような場合の当事者への配慮はあるのか。
- ：調停の場合は、調停委員が話を聞くことになるが、当事者からは交互に話を聞くことになるので基本的に顔を合わす必要はないので安心感はあると思われる。WEB実施をすることにより調停の進行について選択肢が増えることになる。また、顔を見たくないという場合は、従前から使用している電話会議システムで調停を進めるのも一つの方法である。
- ：全ての人がパソコンを使えるわけではないので、裁判所のIT化は国民の全員が望んでいるのではないのではないか。

その反面、やりたい人だけがやれば良いとなれば、やりたいと思っても手が出せない人もでてくとも思われるので、裁判所に行けば裁判所の職員がサポートをして当事者がIT機器を利用できるようにするなど、

裁判所もそのような対応に積極的に取り組んでもらいたい。

□：個人的な見解ではあるが、裁判所支部を訪れる高齢者が少ない状況からすると、裁判所内に I T 機器を備えておくだけでなく、職員が当事者をサポートする体制も整える必要があると思われる。

○：コロナの関係で職員の 3 割が出社して、その他の職員はリモート等による在宅勤務が実施されていた。リモートによる在宅勤務では、コミュニケーション不足になったり、対面とは違って話しづらいのではないかとの意見もあったが、実際に運用してみると工夫しながら対応できている。

ちなみに裁判所に様々なシステムが導入されていると思うが、システムの操作ほかサポートするシステムエンジニアはいるのか。

□：システムエンジニアはいないが、人材育成等の体制作りはこれからの課題になると思われる。

○：裁判所の I T 化についての広報についてはどのようにしているのか。

□：新聞報道等で現在も実施をしているが、改正法律案が成立すれば、実務が大きく変わるので、広報は盛んに実施する必要があると思われる。

○：裁判事務の I T 化において双方が裁判所に出頭しないで裁判が進むことについては、直接裁判官に話を聞いてもらいたいと思っている当事者もいるのではないかと思う。

○：個人的に裁判に携わったことがないが、顔を必ずしも合わせて進める必要はないと思う。コロナになって W E B の機会が増えてきて、当初は顔を合わせて話をするほうが相手に伝わりやすいと思っていたが、実際慣れてくると W E B でも正確に伝わっており、W E B 導入により選択肢が増えることはよいことだと思う。

○：I T 化において、本人確認の在り方についてどのように考えているのか。W E B で実施することにより、なりすまし等が発生して裁判が変な

方向に進んでいくことはないのか。

□：本人確認の方法は今後の課題となると思われる。家裁のWEB調停においては、親族関係の事案が多く、顔を見て体調を崩すなどの場合以外は、一度画面で対面して本人確認をする方法も考えられるのではないか。

以 上